

同化と異化

—明代広西の「獠獠」と土官岑氏一族—

山 崎 岳

【要約】 明清時代、華南地方の山地一帯には獠獠と呼ばれる人々が暮らしていた。彼らは、官府当局からはしばしば現地の治安秩序を脅かす敵対勢力とみなされたが、同時に山間の田地を耕す農業労働者として漢人社会と密接なつながりを持ち、漢人の中にもこれと積極的に交わろうとする人々もあつた。一方、広西西部の府州県には土人と呼ばれる人々が広く分布していた。彼らは漢地一般の民とは種族を異にするものとみなされたが、土官に服する良民として、獠獠とも一線を画する存在であつた。ただし、獠獠は狼兵として土官支配下に組み込まれることで、土人へと同化していった。土官たちは互いに領土や継承問題をめぐって抗争に明け暮れており、省三司や総督巡撫はこれを問題視してしばしば改土帰流を試みたが、常に成功を取めたわけではなかつた。それは、土官が獠獠の馴化と土人社会の安定を担う機構として、官府にとつても必要な存在だったからである。

史料 九四卷一号 二〇一一年一月

はじめに

現在の中国領の南辺をめぐる亜熱帯地域は、古来中原の漢人から「瘴癘の地」と呼ばれ、文化的にも政治的にも常に辺境地帯と見なされてきた。気候植生から風土人情にいたるまで華北とも江浙とも異なる特質をもつこの地域は、珠江デルタの沖積平野を除けば、大部分が広大な山岳地帯によって占められ、照葉樹林に覆われた岩山の間を大小の峡谷が縫うよ

うにめぐっている。西南山地の奥深く分け入れば、浅瀬の多い急流は舟行の便に乏しく、切り立った山嶺は水系を隔てた人馬の往来を妨げ、群小の盆地が相互に気密性の高い空間を形づくりつつ山々の間に遍在する。こうした地理的条件によって、この地域の山岳地帯には中原王朝の一元的な支配がかなり後代になっても浸透せず、多様な言語・風俗・生活様式が互いに影響を及ぼしあいながらもそれぞれの空間にすみわけながら存続してきた。また、漢文化と山地民の文化が立ち交じるフロンティアとして、この地域の人々は様々な形で中原の文化的・政治的・経済的な影響を蒙っている。さらに、ステップと温帯をまたいだ人力と経済力を結集し、一元的な秩序のもとに組織化され集中化された中原の政治権力は、大規模な軍事行動と周到な同化政策によって土着のコミュニティーを解体し、この地を「中国の分割すべからざる一部分」に組み込むことをはかってきた。^①

明清時代、広東と広西を合わせた両広地方では、「獠」^②と呼ばれる一群の人々の相継ぐ反乱が大きな問題となっていた。「獠」^②とは獠人と獠人とを並称し、一体をなすものとして呼び習わしたもので、一般には現在の瑤族と壮族にあたる人々であると考えられている。だが、それには一定の留保が必要である。現代中国の「民族」とは、一九五〇年代に始まる民族識別工作によって画定された分類に基づき、中国公民が戸籍上登録される固定的な身分である。そのため、戸籍上は「少数民族」であつても、まったく「漢族」と変わらない生活を送る人々も少なくない。これに対して、明清時代の史料上に現れる民族名は、往々にして状況に依存した慣習的な呼称であり、通常は制度的な裏付けをともなうものではない。当然そこにはある種の柔軟性、すなわち時と場合に応じた呼び分けの揺らぎが生じ、「民族」の境はしばしば曖昧なものとならざるをえない。^②

現代中国の「少数民族」と明清時代の民族呼称との食い違いを示す顕著な一例を挙げよう。現在中国国内の壮族は、全人口の九割が広西壮族自治区に住民登録されるが、そのうちの大部分が南寧市や百色地区を中心とする西半部に居住するとされる。^③ところが、十七世紀初頭に編纂されたある地誌によれば、獠・獠など非漢系諸族の村落はむしろ桂林府や平樂

府など東半部に多く記録され、省域西部は大半が民村に占められているのである。本論で詳述するように、現在「壮族」が多数を占める広西西部の住民を「獯」と呼ぶことは、この時代必ずしも一般的ではなかった。「壮族」という枠組みはこの当時まで存在しなかったのである。^④

これに関連して、共和国の民族識別工作において中心的な役割を果たした費孝通は、一九五二年に発表された報告の中で次のように述べている。広西には「土人」あるいは「本地人」と自称する人々が住んでおり、東南部の一〇数県を除く各地に広く分布していた。桂林から南寧まで延びる鉄道より西では、この「土人」が農村で主要な地位を占めており、彼らが話す「土話」と呼ばれる言語は、シナ・チベット語族ではあるが漢語とは別系統のタイ・カダイ語族に属し、またの名を「僮語」といった。この「土話」を話す人々は、広西北部、特に比較的辺鄙な地域では、苗や傣と雑居して等しく「少数民族」であると見なされており、彼らもまた自分たちは僮人であると認めていた。しかし、彼らが人口の多数を占め、比較的高い社会的地位に就いている地域では、彼らは自身を苗や傣と同じ「少数民族」とは認めず、「僮語を話す漢族」だと信じていた。^⑤

同自治区西部、とくにヴェトナムとの国境に近い左江・右江の両江流域は、長らく中央の直接統治下に置かれることのない地域である。唐宋時代に羈縻州県が設けられ、元代以降は土官ないし土司と呼ばれる世襲の地方官によって一種の領主制が布かれたことで、この地域の社会は、同じく中国王朝の統治にありながらも漢地の一般州県とは一線を画する歴史を歩んできた。土官の領民は土民あるいは土人と呼ばれ、兵として徴発されたものは特に土兵と通称された。この「土」とは、直訳すれば「土着の」ないし「その土地の」という意味であり、「獯獯」のように特定の帰属集団を指し示す言葉ではない。だが、多くの漢人たちは、広西の「土人」を漢地一般の編戸の齊民とは異質の人々と認識していた。^⑥

現代中国の「壮族」が、布僮・布越伊・布土・布儂・布狼などなど、より小規模な集団への帰属意識を政策的に統合することによって「創り出された」民族であることは、研究者の間では常識に属する。だが、後世「壮族」として統合される獯人

と土人が、互いにかなる関係にあったのが正面から問われたことはなく、両者は「同じ民族」の中の別々の支系という程度の粗い認識のまま放置されてきた。明清時代の文献には、これらに加えて狼人という呼称も現れては「狼獾」・「土狼」などと熟され、さながら三つ巴の趣を呈している。こうした民族呼称が雑然と混在してきたことで、西南中国には呼称に相当する数の「少数民族」が横並びに並存し、相互に孤立した各個民族史を歩んできたかのような印象を——少なくとも原史料とは縁のない人々に対しては——与えてきたのではないだろうか。

本稿は、このささやかな問題をたぐって、明清時代広西の錯綜する民族呼称に何らかの条理を見いだしてみようという試みである。この地方に関しては、明清実録に比較的詳細な記事が残されるのに加え、明代中期にいたって、関連する地方志・政書・文集・紀行・隨筆などが相継いで出現し、それ以前と比べて格段に豊富な情報が得られるようになる。こうした現象の背景には同時期に省域東部で盛んになる「猺獞」の活動と、省域西部の有力土官・岑氏一族をめぐる動乱が影響していると思われる。本稿ではこれらの史料を必要に応じて取り上げながら、十五世紀の終わりから十六世紀の初めを中心に、これらの民族呼称が指し示す内容を掘り下げてみたいと思う。

- ① 西南中国の非漢系民族史には、これまでも歴史学と人類学にまたがる着実な研究の積み重ねがある。明清時代の広西自治区に関しては、谷口房男・塚田誠之・菊池秀明の諸氏が、実地に趣いて族譜などの資料を収集し、土司・移住・漢化などこの地域を特徴付ける問題について先駆的な研究成果を発表してきた。今回特に参照したのは下記文献である。谷口房男『華南民族史研究』（緑蔭書房、一九九七）、谷口房男・白耀天編著『壯族土官族譜集成』（廣西民族出版社、一九九八）、塚田誠之『壯族社会史研究』（国立民族学博物館、二〇〇〇）。壯族についての英文の専著としては、以下を参照。Katherine Palmer Kaup, "Creating the Zhuang: Ethnic Politics in China", Lynne Rienner Publishers, 2000。本稿の作成過程で、明実録等の検索には中央研究院漢籍電子文獻瀚典全文檢索系統を使用した。
- ② 狭義の民族 nation とは、通常、西欧近代に由来する国際関係の文脈上、主権ないしそれに準ずる自治権を保持する政治的共同体を形成ないし形成することを主張する単位としての一群の人間集団を指すが、ここではより一般に通用している、言語的・文化的な要因から漠然と他と互いに区別される集団としての民族 ethnicity の語も併用する。従って、近代国家形成期以前の人間集団についても民族の語を使用することゝあえて避けなかった。また、漢語では漢族以外の法定民族は慣習的に少数民族と称される。国内諸民族の平等をうたう中国におい

て、いったい何ゆえに少数者 minority を意識的に多数者から区別することがあたりまえのように行われているのかはたいへん興味深い問題だが、本論では、日本でも広く人口に膾炙したこの語の含意に再考を促す意味もこめて括弧つきで使用している。

③ 前掲注① Kaup2000, chapter2, Table 2, 1を参照。

④ 共和国の「壮族」創生を扱った專著としては前掲注① Kaup2000を参照。ヴェトナムの民族分類におけるヌン族とタイー族は文化的に「壮族」とほぼ同一の集団であるとみなされている。これについては伊藤正子「エスニシティ(創生)と国民国家ベトナム——中越国境地域タイー族・ヌン族の近代」(三元社、二〇〇三)を参照。壮族に関する專著は、『壮族簡史』(廣西人民出版社、一九八〇)、黃現璠・黃增慶・張一民編著『壯族通史』(廣西民族出版社、一九八八)、張聲震主編『壯族通史』(上・中・下)(民族出版社、一九九七)、張聲震主編『壯族史』(廣東人民出版社、二〇〇二)など多数。ヤオ族の民族史としては、竹村卓二『ヤオ族の歴史と文化・華南・東南アジア山地民族の社会人類学的研究』(弘文堂、一九八二)。そのほか明清両広地域の諸民族とそれをめぐる問題を取り上げた論考として、以下を挙げ

一 広西の「猺獞」とその分布

(一) 猺 と 獞

広西壮族自治区の大部分は山地と森林に覆われている。石灰質の地盤と豊富な降水がいたるところで独特のタケノコのような山々をつくりだし、天下に甲たる奇景と名高いカルスト地形を形成している。域内の大小の河川は合流を繰り返して、またそのたびに名を変えながら東流し、やがて広東省との省境附近で一筋の大河となり、珠江の支流、西江として広州湾

でおく。武内房司「西南少数民族——土司制度とその崩壊過程をめぐって」(『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七)、同「中華文明と「少数民族」」(『岩波講座 世界歴史』二八、岩波書店、二〇〇〇)、井上徹「羅旁ヤオ族の長期反乱と征服戦争」(『アジア遊学』九、二〇〇〇)、同「華と夷の境界、そして漢族社会の成立——中国南部を対象として」(『歴史科学』一九八、二〇〇九)、片山剛「広東人。誕生・成立史の謎をめぐって」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四四、二〇〇四)、同「中国史における明代珠江デルタ史の位置——漢族の登場とその歴史的刻印」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四六、二〇〇六)。

⑤ 「關於廣西僮族歷史的初步推考」(『新建設』一九五二—)。

⑥ この「土」が固有の民族呼称として定着したものに、甘肅・青海に居住し、モンゴル語系の言語を話す農耕民の土族、湖南省西部に居住しチベット・ビルマ語系の彝語に近似する言語を話す土家族がいる。庄司博史「土族語はなぜ残ったか——青海土(トゥー)族の母語維持」(塚田誠之編『民族の移動と文化の動態——中国周縁地域の歴史と現在』風響社、二〇〇三)を参照。

に流れ込む。自治区の東半部には沖積平野が広がり、歴史的に省政を統括する政府衙門は桂林や梧州などそれら東部の平地に置かれた。西部には水系に沿って現在の省都南寧をはじめとする盆地が開けるが、主要河川を外れると険阻な岩山の間には峒と呼ばれる中小の盆地が点在し、漢地からは相当に隔絶した地理条件の下に置かれていた。

明清時代の広西布政司の領域は、現在の自治区から沿海の欽州を差し引いた範囲であり、これは珠江に注ぐ内陸河川の流域にすっぽりとあてはまる。この河道を通じて広西から広東に木材と米穀が供給され、広東からは塩が運ばれた^①。また、広西省内の軍事費も広東に依存するところ大きく、政治的・経済的にその影響は圧倒的であった^②。海陸の反乱が頻発するこの地の広域的な秩序維持を目的として、明代中期以降、総督軍務の官が常置され、両広の軍政を統括した。海上では明一代に限り沿海諸省の例にもれず「倭寇」が仮想敵に設定されたが、明清両朝を通じて陸上で最も恐れられたのは、江西・湖広・貴州・雲南との交界に盤踞する「猺獞」であった。例えば『明史』土司列伝の冒頭にこのようにある。

広西は猺獞が多数を占め、万嶺のうちに盤踞し、三江の天險に割拠している。六十三山を巢窟となし、三十六源に腹心を据え、桂林・柳州・慶遠・平樂の諸府県をはじめ至るところで蔓延している。田州や泗城の属衆はもつとも強力である。種類の多きにのぼるや枚挙にいとまなく、蛮勢の大きさは雲南と肩を並べる^③。

「猺獞」とは本来猺人と獞人が並称されるうち熟語として定着したものである。両者の居住地域は往々にして重なり合い、その風俗にも相通ずるところがあったため、漢人からは一体の存在と認識されたのであろう。布政使衙門が置かれた桂林とそれに隣接する柳州・平樂の諸府は、省域の北東部を占めて湖広南辺との境界をなし、慶遠はその西隣に位置して貴州省域と境を接する。これらが「猺獞」の活動がもつとも盛んだった地域とされるが、それは官府官軍との軋轢がことのほか激しかったという事実の裏返しでもある。田州と泗城はさらにその西に接する土州で、いずれも岑氏というこの地域の大姓が世襲の君長として州政をあずかっていた。ここでは田州と泗城の属下も「猺獞」に数えられているかのようだが、後述するように同時代の文献ではこうした例はいたって稀である。

さて、「猿獠」という熟語の通用性にも関わらず、猿人と獠人が本来言葉も違えば生活様式も異なる別々の集団であることは、漢人たちにも認識されていた。ここでは嘉靖・万暦両版の『広西通志』の記事内容を確認しておきたい。

まず猿について嘉靖通志の記事を検討しよう。同書によれば、彼らは深山幽谷に生息し、多くは槃姓を名のっており、鬚を結びあげ履物は履かず、官府の徴兵にも応じなかった。オカボ・マメ・ヤマイモを植え、これらをまじえて食料とし、竹筒を切つて煮炊きし、余暇には山の獸を獲つて食をつないだ。争いごとを好み、疑り深く、人命を軽んじ、また餓えをおして戦い、険阻な山道を飛ぶように行くことができた。子供がようやく歩けるようになると、焼けた鉄や石をその足の裏に押しあてる。そうすると足の皮が固くなって感覚がなくなるので、荊や木の根を踏んでも傷を負わなかったという。^④

万暦『広西通志』には、このほかにも子供の出生時の体重と同じ重さの鉄で刀を作る習慣や、鎗手と弩手が二人一組をなす戦闘方法、山奥深くに住んで漢人と交わらない「生猿」や漢人と雑居して婚姻関係を結ぶこともあった「熟猿」などについての説明が続くが、ここでは省略しよう。^⑤ というのも、嘉靖通志の記述は宋代の『桂海虞衡志』の抄録で、万暦通志はこれに『嶺外代答』の記述を増補して体裁よくまとめなおしたものに過ぎないのである。これは両書の記述が明代でも通用するほど完成度の高いものだったことにもよるが、同時に、明代の観察者たちにはこれを書きかえる積極的な動機が欠けていたためでもあろう。一般的に、ある特定の集団が概念化される際に求められるのは、観察者から見たその集団の特異性である。漢人たちの関心は、猿人のいかなる点が彼らにとって特異であるかにあった。各地で漢人社会とそれぞれの関係を結んでいた個々の集団はいわば末節として捨象され、猿とは本質的に獠猛で危険なものとしてそのイメージは固定化される。そこに描かれるのは、猿としてのアイデンティティを保持しつつも、漢人社会とより深い関わりをもち、そこに適応しながら共存関係を構築している「熟猿」ではなく、深山幽谷に隠れ住み、自分たちの部族的伝統に高い誇りをもち、見知らずの漢人がその生活空間に侵入することを快く思わない「生猿」の姿である。蛮族としての猿の形象は、歴史的变化とは無縁な永遠の未開人として書籍の中に生き続け、富み栄える漢人社会との対照性を際立たせてゆく。文明

社会に対する敵対者としての「貉獠」の語感の中核を構成したのは、こうして定型化された「生貉」のイメージであったと思われる。

一方、宋代の文献に獠についての記載はなく、嘉靖・万曆両通志の記事はほぼ同時代の撰述とみてよいだろう。嘉靖通志によると、獠とはもともと貴州との境にあたる慶遠府南丹州の溪洞の人をそう呼んだことにはじまる。元の至元年間にその首長の莫固麒が官府に投降し、これが慶遠府一帯の軍民按撫使に任じられたことから、官府の管理下に入るようになった。彼らは桂林府周辺の荔浦・修仁・永福の諸県にもっとも多く生息したが、慶遠府城一帯や思恩軍民府の集団は官府の版籍に入って熟獠とよばれており、性質は比較的従順であった。一方、僻遠の地にある生獠は頑固に官府への服従を拒み、中でも忻城・荔波および天河の南北西三郷、永順・永定長官司の集団が最も凶悪で知られたという。^⑦

嘉靖通志が獠の分布形勢に多く記述を割くのに対し、万曆通志はむしろその風俗の説明に富む。同書によれば、獠は貉と雑居し、風俗習慣もほぼこれと似通っていた。生活の一切が粗末で、冬は鷺鳥の羽を編んで木の葉を混ぜて着物とし、米を握り水をすくって食事をとった。住居は麻欄といって、茅を葺いて壁は塗らず、横板を渡して階層を作り、上に人が起居して下で牛・羊・豚・犬などを養った。同書の記述は、これ以外にもいわゆる妻問い婚や歌垣などの民間習俗、毒矢や巫蠱のおどろおどろしい呪法、一度怨みを懷いたら子孫の代にいたつても必ず晴らすという尚武と殺伐の気風、過失で人を殺めた際の賠償金や戦争に動員される兵士の家に支給された保証金などの社会制度、伏草・句船・打地など掠奪のためのゲリラ戦術など、彼らの社会の諸方面に及んでいる。^⑧

そもそも「獠」という言葉は、南宋期に至つてようやく史上に現れたものである。^⑨『續資治通鑑』の紹興二年閏四月の記事には、武岡の「徭賊」楊再興の征討のため賀州に至つた岳飛の麾下に、「撞軍統制王經」なる人物が援軍として馳せ参じたとある。また、南宋の広南西路経略按撫使の李曾伯の上奏文によれば、淳祐五年の宜州の民兵の籍冊に、土丁・民丁・保丁・義丁および「義効撞丁」併せて九〇〇〇人あまりが登録されていたという。^⑩元代になるとさらに確実な用例が

現れてくる。至元二九年、知上思州の黄聖許が忠州に拠つて叛き、まもなく中央軍の追討を受けて大徳二年に交趾に逃亡する。このとき遺棄された上浪・忠州など各地の水田は、部民の呂瑛の提議によって、牧蘭（不詳）や融州・慶遠の「徭・撞」の民丁を募つて開墾・耕種させることになったという。融州・慶遠という土地柄からいっても、この「徭・撞」とは明代以降「徭・撞」と表記される人々と同定してよいだろう。至治二年、広西両江道宣慰副使僉都元帥の燕牽（エルギン）は、徭を生徭と熟徭、それに「撞徭」の三種に分類している。「撞徭」は兵官として道々の関隘を守つており、生徭とは対照的に官にとつて有用な存在であるとされ、熟徭と撞徭を撞戸として土地を分け与え、賊の通交を阻むのに利用することが提言されている。また、元末順帝の初年に広西両江道東部で「徭」が蜂起した際にも、官軍と反乱軍の双方に「撞人」が加勢していた。官軍はその力をかりて「徭」を制したが、撞がその盛強に恃んで腐敗するので、融州の民兵でこれを抑えると、今度はその民兵が叛乱軍に寝返るようなこともあつたという。このように、初期の「撞」は、王朝官府と「徭」との対立という前提状況のもとに、両者の間を輾転反側する中間的な存在として現れる。彼らは官軍への協力者としてしばしば徭の征討に協力しながら、状況次第ではいつでも徭の側に転じうる潜在的な脅威でもあつた。

一方、明代の撞人が官府の兵丁として以外に、民田の小作人として漢人社会に深く入り込んでいたことはよく知られている。⑭現在「壮族」に分類される人々の一半をなす「撞人」は、明代に湖広や貴州から漢人地主の農地を耕す佃戸として広西に移住してきた人々とされている。⑮漢人たちにとつて、撞人は徭人という敵対者への対抗勢力であると同時に、経済的な観点からも有用な労働力であつた。城外に広がる原野からできるだけの税糧収入を確保したい地方官府と、自己の保有地を耕作する人手を求める漢人地主たちは、いずれも撞人の労働力に頼らざるをえなかつた。撞人の勢力は半ば漢人社会の需要に吸い寄せられながら拡大したものであつた。万暦年間に広西を旅した王士性によれば、彼らは戸籍に登録されても自分で官府に赴いて税を納めることはなく、城邑に住まう漢人民戸の田地を借り受け、佃戸として地代を支払つていた。民戸は地代から税糧分を官府に納め、半ばを懐に入れ、自分で土地を耕すことはなかつた。一方、漢人民戸が撞

の村に住んでその田地を耕すことはなく、獠人の田地を買い上げた豪右も、ただ証書を買って地代を受け取るだけで、田地がどこにあるのかも知らなかったという。^⑮

漢人の不在地主と獠人の佃戸によって構成された広西の農業経済において、小作争議は、そのまま漢人と獠人の民族間対立に転化しうるものであった。獠人が保有する田地はしばしば非課税であったため、これを秘かに買い上げた漢人の富裕層にとつては所得を隠して税糧を免れる手段であったが、漢人社会のしくみに疎い獠人の佃戸は、悪徳地主が税糧と地代の間で利鞘を稼ぐのにまたとないカモとなった。また、獠人の側に契約不履行があつた場合、漢人民戸はしばしば官府の介入を求めたため、こうしたことが往々にして大小の反乱のきっかけになつた。^⑰

獠人たちは地方官府や漢人地主と利害が対立すれば、いつでも獠人に与した。猪と獠がしばしば「猪獠」と並称されたのは、彼らが雑居し、相争い、また時に相い結んで官府に叛旗を翻したためである。両者はしばしば混同され、猪が獠と、獠が猪と混同されて記録に残つた事例も少なくない。^⑱ あるいは、猪化した獠、獠化した猪の間に一律の境界を設けることは、彼ら自身にも難しかつたのではないか。^⑲ 嘉靖版の『広東通志』によれば、獠と猪とは本来異種族として対立する関係にあつたため、官府や土地所有者は喜んで彼らを小作に雇つて猪に対抗した。ところが、人数が増えて勢力が大きくなると、猪と異なるところがなくなり、しまいは田主を脅して村を乗っ取るようになったという。「猪獠」とは、その意味で両者が雑居混在する状況を前提とした不可分の熟語である。さらに、大多数の用例において、「猪獠」という語の中核にあるのは漢人社会、すなわち文明社会への敵対者としての性格である。万曆『広西通志』は、猪人と獠人のほかに猓・獠人・猓人・猓人・猓人・蠻人・蠻人・山子夷・大良など、数々の種族を列挙しながらも、それらはみな自ら集落を営むだけで中国を侵すことはなく、中国に害をなす者は猪獠を置いてほかにない^⑳と締めくくつてゐる。

一方、「猪獠」と経済的な利害関係にある漢人地主たち、中でも猪や獠の言葉に習熟して、彼らの間で威信を布いた漢人里長は、招主と呼ばれ、当局からは「猪獠」の弱みにつけ込んで利益を貪り、彼らを反乱に駆り立てる存在と見られて

いた。これら招主は官府の苛斂誅求を理由に猪や獐から過当な小作料を徴収したが、猪人や獐人は官府を非常に恐れていたため、決してその呼び出しに応ずることはなく、もっぱら招主たちの言動が彼らを左右した。また、招主たちは平時には夷人に言いがかりをつけて反乱を煽っておきながら、官府の征討が行われるとなると情報を漏洩し、猪や獐の子や家畜を自分に寄託させ、あるいは官府に口利きをして命を助け、あるいは彼らを捕えて官府に突き出して報賞にあずかりながら、それらを我がものとして懐に収めたとされている。また、こうしたことが官府に発覚するのを防ぐため、招主たちは威を尽くして猪や獐を脅かすので、夷人はますます官吏を恐れ、官府に叛くことばかり考えるようになったのだという。さらに、県官の身辺の胥吏も夷人側の耳目となっており、相手の情報は十分の一も知ることができないのに、官府の動向は筒抜けになっていたとされる。^{②③}

これ以外に、「猪獐」はその内部に相当数の漢人の亡命者を抱え込んでいた。亡命者たちは山中の田地を耕しながら猪や獐と交わり、その財務管理や掠奪の手引きなどをして盗品の分け前にあずかっていたという。^{②④} また、獐人は漢人から借りた田地をさらに別の漢人に又貸しして小作させることもあった。^{②⑤} 万曆『広西通志』は、諸夷の概説の結びの論を以下のように書き起している。

今日兩粵の政事を論ずる者はたいして夷狄が中国を乱すというが、そのきつかけが夷にはないことをわかっていない。夷は漢語に習熟せず読み書きもできない。中国から亡命した連中こそが国法にたてつくのである。官府がこれを捕えようとすれば山の奥に身を隠し、夷をそのかしてその手引きをする。また、無為徒食の遊民たちの中には、耕作に従事せず、喧嘩出入りを好み、もはや後がないとなれば自分から夷と結ぶ者がいる。(彼らは)利をえさに(夷を)剽掠に導き、夷は欲深く凶暴なのでその術中にはまり、梟いが村々に及ぶのである。^{②⑥}

漢人にして「蛮夷」の側に附く人々の存在は、『桂海虞衡志』にも指摘されており、決して明代に始まったことではない。^{②⑦} 「猪獐」が蜂起するたびに多数の漢人の脅従者を生んだ事実からも、こうした「蛮夷の叛乱」の背景に「漢人」社会その

ものの脆さ、危うさが介在していることが窺われる。王朝体制からこぼれ落ちた漢人たちが、「夷」に従うことで活路を開いてゆくことは、この当時南北の辺境で広く見られた社会現象であった。²⁶⁾ 西南中国は一方的かつ単線的に「漢化」したのではない。社会的・経済的に劣勢に立たされた人々の間には常に「蛮化」というそれとは逆方向の流れが存在した。そして、東南沿海部の「倭寇」などと同じく、「獠獠」もまたこの相反するヴェクトルの間で張りつめた複雑かつ多様な実体を、漢人たちが「他者」として対象化するために用いられたレッテルという一面があった。

(二) 広西「獠獠」の分布

文献中に見える「獠獠」の指示内容はしばしば曖昧模糊としたものである。だが、「獠獠」という漢人にとつての「他者」は、決して、実体のない虚構の産物ではない。明清時代の「獠獠」は主に広西省の東部に偏って分布していた。冒頭でその根拠として言及した十七世紀初頭の地誌とは、万曆三〇年に刊行された『殿粵要纂』という辺防書である。同書は広西巡撫楊芳の指令のもとに、布政使沈修が中心となつて編纂されたもので、省内各府・州・長官司および所管の州・県・巡檢司の「図説」、すなわち地図と解説をその内容とする。地図上には官署・関所・堡砦・民村・獠獠の所在が標示され、解説には各地の地域概況・將兵内訳・兵糧歳出・武器件数といった情報が列記される。天啓年間に補刻された『广西通志』以降、その後の地方志にも図説は転載され、清代にもそれなりの影響力をもつたものと思われる。²⁷⁾

まず省域東部の地図を通過して獠獠の分布を確認しておこう。桂林・柳州・平樂各府管下の諸県では、地図上に長円で表示される「民村」に対して、菱形で表された「獠」・「獠」がこれと対峙するかのようには比較している。桂林府の陽朔県・永寧州・義寧県、柳州府の融県、平樂府の永安州・修仁県・荔浦県などでは、「獠」・「獠」の菱形が「民村」の長円を数において圧倒する形勢が歴然と見てとれる。省域の東南隅を占める梧州と潯州も東北諸府と同様の情況で、広西東半部の地図は一概に「民村」と「獠獠」の勢力が拮抗するように描かれている。

次にこれら東部府州の地図に附せられた解説を見ておこう。まず、省衙門の所在地である桂林府下では、附郭の臨桂県以下、各県で獠および獠が住民中に一定の割合を占めていたという。その多くが官府の統治を受け入れて漢人社会に適応していたが、興安県の獠は湖広の武岡府の苗と、永寧州の獠人は貴州方面とそれぞれ通じあつて辺患をなしたという。柳州府でも、府下十二州県城外の住民はみな獠獠だが、みな向化して官府に従順だったとされる。しかし附郭の馬平県では、つい前年まで獠人は県に税糧を納めず、その頭目の韋氏がこれを統括していた。また柳城県では、城外の溪洞の半数以上は獠人の村で、險阻を恃んでたてこもり、時々出没しては掠奪をはたらいた。来賓県も城外は獠人だらけで、風俗は滅裂で法を法とも思わず、県下の堡寨が整備される以前は、獠人の中でも官府に従つて耕作に励む者は、反抗的な獠人たちの掠奪におびえていたという。また、平楽府では、獠獠が人口の七八割を占めたとされ、附郭の平楽県ですら民村一一五カ所に対し獠獠の村は倍以上あつた。荔浦・昭平両県でも人口構成は獠獠が七、民戸が三の割合で、県城を守る兵士も百人ほどしかおらず、漢人は完全に劣勢に立たされていた。

一方、省城西鄙については、様相はだいぶ異なっている。省西南の要衝である南寧府から雲南との境界に位置する西北隅の安隆長官司まで、西部諸府州およびその管下の州県の地図をみると、数カ所の例外を除き、標示されるのは官署や「民村」ばかりで、「獠」・「獠」を示すただ一片の菱形すら見いだせない地方が大半を占めている。同様に解説には、たとえば、南寧府附郭の宜化県には獠獠がおらず、住民はみな安心して生業に勤しんでいるといい、左江流域の太平府でも、獠獠などの諸種族が混じりあうことなく民は自ら耕し自ら守つているとある。そのほか、南寧府の隆安県や思恩軍民府の武緣県および那馬・白山両巡檢司などの条文も、領内に獠獠は存在しないと言いつ切っている。

以上、図説の検討結果をまとめると、明代の広西省の東半部では管下にひしめく「獠獠」が州県の官民を脅かす形勢にあつたのに対し、西半部には「獠獠」の脅威がみとめられず、従順な「民村」に平和で牧歌的な生活が営まれていたかのごとくである。冒頭で述べたように、この結果は、今日の壮族の人口が自治区西半部に偏ると正反対の様相を呈してい

る。これを鵜呑みにしてしまつと、たいへんな間違いを犯すことになる。

その原因の一端は『殿粵要纂』という書物の杜撰さにある。所載の「図説」には、各府州県でデータの粗密が見てとれるが、全般的にみて東半で詳細、西半で粗略になる傾向は否定できない。そもそも、ここに収められた「図説」が作られる以前、省内各道がもとなる「図説」を作成していた。これは恐らく嘉靖『廣西通志』に載せられているものであろう。しかし巡撫楊芳は、その体裁が一様でなく規格もまとまっていないため、一覽して概況を知るのに不便であるとしてこれを改訂することを企図し、省三司を通じて各府州県に新たな記載事項を伝え、再度改訂を加えるよう申し渡した。現行の図説は布政使沈修が中心となつてまとめたものだが、情報の出所はそれら屬下府州県の自己申告であり、その均質性を保証する一律の標準が課せられたようには思えない。省域東半の諸府では有能かつ几帳面な胥吏たちにより入念な情報収集が行われたものだろうが、土府州の多い西半部では、放漫な行政管理と土州県の隠蔽など様々な要因から、正確な情報を提供する条件に欠けていた。ましてや、土官・流官を問わず当局者たちができれば伏せておきたい領内の民族問題など、正直に申告すればかえつて上級衙門からの余計な干渉を招くだけである。後述するように、嘉靖年間に恩恩府が改土帰流され、田州府が州治へと格下げされるなど、省や総督に対する土官たちの警戒感はいやおうなく高まつており、彼らが美辭麗句を繰りたたねて自領の太平無事を装う動機は十分にあつた。以上のことから、『殿粵要纂』の「図説」の信憑性は、各府州県でかなりのばらつきを含むことを想定しておかねばならない。

しかし、広西西部府州県に「猺獞」が現れないという傾向は『殿粵要纂』に限ったことではない。実録や地方志でも、「猺獞」に関する記事は省域東半部の桂林・平樂・柳州・慶遠・梧州・潯州、すなわち流官地域のものに偏る。たとえば嘉靖通志では、明代中期における獞人の主要な居住地は、省域北方の貴州や湖広との境界、特に桂林・慶遠一帯だったとされる。また、実録にも、土官地域では夷獠がおとなしく安んじているのに、流官地域では猺獞の類が何種もおり、深山に散居して版図に入らず、掠奪殺人をこととしていると上奏文がみえる。明代を通じて、史料上に確認できる「猺

獠」の活動は、明らかに東半部に偏っているのである。

もっともこうした事実から、「獠獠」の出没が記録されない省域西半部が、明代を通じて平和で安定した地域であったと結論することはできない。それどころか、ここは世襲制による領域支配を展開した土官たち、そしてその支配下の土人たちの間で絶え間ない争いが繰り返された紛争地帯である。時には省や総督衙門を巻き込んで東部の山狩りにまざるとも劣らぬ大規模な戦役が行われた。『殿尊要纂』にみえる「民村」のおそらくほとんどもは、これらの土民ないしは土人と呼ばれる人々の集落であり、その社会構成は漢地の「民村」とは大きく異なっていた。

- ① 王士性『廣志繹』卷五／西南諸省。
- ② 井上徹「明朝の対外政策と両広社会」(『大阪市立大学東洋史論叢別冊特集号』二〇〇九)。
- ③ 『明史』卷三二七／列傳二〇五／廣西土司一。
- ④ 嘉靖『廣西通志』卷五三／外志四／原夷。
- ⑤ 萬曆『廣西通志』卷三三／外夷志／諸夷種類。
- ⑥ 馬端臨『文獻通考』卷三二八／四夷考五／南／盤瓠種／石湖范氏桂海虞衡志。
- ⑦ 嘉靖『廣西通志』卷五三／外志四／原夷。
- ⑧ 萬曆『廣西通志』卷三三／外夷志／諸夷種類。
- ⑨ 范宏貴・唐兆民「壯族族稱の緣起和演變」(『民族研究』一九八〇—五)。
- ⑩ 李曾伯『可齋雜藁』卷十七／奏申／「帥廣條陳五事奏」。
- ⑪ 『元史』卷一〇〇／志四八／兵三／屯田／湖廣等處行中書省所轄屯田三處、『元史』卷一六二／列傳四九／劉國傑。
- ⑫ 『招捕總錄』／廣西兩江。
- ⑬ 虞集『道園學古錄』卷三八／記／「廣西都元帥章公平徭記」。
- ⑭ 塚田誠之「明清時代における壯族の佃農化に関する一考察」(前掲ははじめに注①『壯族社会史研究』)。
- ⑮ 塚田誠之「明代における壯族の移住と生態」(前掲ははじめに注①『壯族社会史研究』)。
- ⑯ 王士性『廣志繹』卷五／西南諸省。
- ⑰ 嘉靖『廣西通志』卷一九／田賦／柳州府／「上當道乞減馬平縣餘田加徵狀」。
- ⑱ 蘇建靈「明清文獻中瑤、壯民族名稱的混用」(『民族研究』四、一九九〇)。
- ⑲ 竹村卓二「廣西通志」を中心として見たヤオ族とチュアン族——広西省の山地溪谷栽培移民の適応様式と共生関係の側面」(『中國大陸古文化研究』四、一九六七)。
- ⑳ 萬曆『廣西通志』卷三三／外夷志／諸夷種類。
- ㉑ 萬曆『廣西通志』卷三三／外夷志／諸夷種類。
- ㉒ 田汝成『炎徼紀聞』卷四／苗人／獠。
- ㉓ 楊芳『殿尊要纂』卷一／桂林府圖說。
- ㉔ 萬曆『廣西通志』卷三三／外夷志／諸夷種類。
- ㉕ 馬端臨『文獻通考』卷三二八／四夷考五／南／盤瓠種／石湖范氏桂海虞衡志。

②⑥ 岩井茂樹「十六・十七世紀の中国辺境社会」(小野和子編『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所、一九九六)。

②⑦ 谷口房男「殿粵要纂」解題(前掲はじめに注①『華南民族史研究』)

二 土人の淵源

(一) 宋代欽州の土人

現在でも少数民族自治区とされる広西は、かつての帝政時代には、中央から派遣される官僚に加え、土官あるいは土司と呼ばれる、中国内地と比較するとやや変則的な制度が布かれていた。これは貴州・雲南などの文化的・言語的な多様性が顕著な地域で典型的に見られ、そのほか甘肅・四川・湖南・広東など西北西南各省の一部で行われた制度である。^①

土官は王朝国家に現地行政を委任された官僚である一方、その身分を世代々世襲した豪族でもあった。いわば地方衙門の知行に与る封建領主といった身分である。その管轄領域では中国内地の法律は適用されず、内政は土官の支配に一任されていた。土官は三年に一度の朝貢を義務づけられたほか、両広総督などの要請に応じて軍役にあたった。これら広西西部の左右江流域の土官は、多くが儂智高の乱に際して従軍してきた宋の官軍の末裔であるという伝承をもつが、実際には大半が土着の溪洞の首長に起源すると考えられている。^②土官の領民は史料中では「土人」あるいは「土民」と呼ばれ、広西では獠や獯と同様に特定の種族的カテゴリーを意味した。明代天順年間に両広総督を務めた葉盛は、広西の「土人」についてこう述べている。

『諸司職掌』に載せられている湖広・四川・雲南・広西の世襲の土官、すなわち広西右江の岑氏・黄氏、四川の田氏・楊氏などは、宋元以来代々蛮夷の長であった。その種族は土人というが、獠人や獯人というようなものだ。^③

本来「土人」とは、「土着の人」を意味する一般名詞だが、これが特定の集団を指し示すうち、慣用的に固有名詞として

の性格をもつようになったものである。広西の「土人」については宋代の『嶺外代答』にもいくつかの用例があり、そのうち欽州の「五民」についての記述では、比較的詳細にその特徴が述べられている。左右江流域の水系を隔てた南隣に位置する欽州は、宋代には広南西路に属し、しばしば邕欽と並称されるように邕州とは塩の販売を通じて関係の深い地域であった。

欽州の「五民」とは、土人・北人・俚人・射耕人・蠻人の五種の民である。その筆頭に挙げられる「土人」とは、いなかびた風貌をした農村の住民で、蕪語と呼ばれる彼らの言語は通訳を介さなければ漢人とは意思の疏通ができなかったとされ、周去非はこれを往古の駱越の後裔と考えていた。第二に挙げられる北人はいわゆる漢人で、五代の動乱のために欽州に落籍した西北の流民と伝えられていた。彼らは南方訛りはあるものの、福建や湖広の住民よりはるかに標準的な漢語を操り、僻遠の地の常として話し言葉の中に華北では用いられない古い語彙を残していたことから、その言葉遣いの明晰さは中原人士も及ばないほどだと称えられている。このほか、俚人は溪洞から出てきた蛮族で、妖怪を崇拜し、わけのわからない言葉話して禽獣のような生活を送っていたといい、射耕人は耕地を求めて福建から移住してきた閩語を話す開拓移民、蠻人は閩粵混淆した方言を話す船住まいの人々で、独自の縄張り意識と統属関係をもっていたと記される。これら五種の民はいわゆる溪洞の住民ではなく、いずれも欽州の管下に属する州民と認識されていたものであろう。このうちのいずれが周去非自身にとって最も近い存在であったかはいうまでもない。当地に赴任する地方官が言葉も通じない異種族の寄り合い所帯をとりまとめるには、現地の事情に通じた「北人」たちの協力は不可欠であった。彼らは官府の膝下に居住し、漢語を話し、漢地の風俗に従う城邑という空間を形づくることで、王朝国家に属する州県という体裁を辛うじて整えていた。流官の統治する州県という生活空間は、漢地本土の人々にこそなじみ深いものだったが、「土人」を含め、そのほかのグループは民戸としての義務は負いながらも、それぞれ在来のコミュニティーを基本的な生活圏としており、その棲み分けが容易に解消することはなかったものと思われる。

こうした状況は、明代半ばに至っても、大勢としては変わらなかった。王士性の『広志繹』には、廉州府の四民として、客戸・東人・俚人・蠻人を挙げている。このうち客戸とは官語を解し城市で商業を営む人々、東人とは閩語を解し郷村で農業を営む人々というから、『嶺外代答』の北人と射耕人に近い。「土人」は俚人と混同されたか、あるいは当地の一般民戸として特記されなかっただけかも知れない。嘉靖・欽州志^④では、獠人や俚人などは嘉靖年間にはもはや一般の民と弁別できなくなっていたとされ、また州城内外に居住する軍戸や商人は衣冠礼節から話される言葉まで漢地と異なるところはなかったが、農村部の人々は髪を結い上げることもせず裸足で活動し、衣冠も整えずわけのわからない言葉話していたという。彼らは正しい文字はあまり識らないのに、巫師たちの間で官府には判別できない自分たちの文字を伝えていた。さらに、彼らが住まう高欄と呼ばれる建物は、上古の巢居の俗が変わらず残ったもので、交趾など東南の諸夷はみな同様であると記される。特に同州の永樂県に關しては、広西と境を接するために言語が通じず、習俗は「狼獾」と同様であるとされ、婚姻や男女關係にまつわる「夷風」をあげつらう叙述が続く。

周去非の『嶺外代答』から王士性の『広志繹』まではおよそ四百年の時間が経っている。この間、宋元明の三代を通じて繰り返された安南遠征や王朝交代には、それなりの規模の人口移動がともなったことであろう。俚獠と土人の境は曖昧になり、かつての「北人」よりは、広東人や福建人が商工業者としてこの地に大きな地歩を占めるようになっていた。しかし、それらの集団間でいかに成員の流動があったにせよ、『欽州志』の記述を信じる限り、北方の「文明」の出先機関である州城と、亜熱帯の自然条件に適応した風俗を固持する農村との対照の構図に、依然大きな変化はなかったといえる。欽州のように、流官が置かれ、真珠の採取や交趾との交易で経済的に開かれた土地にして、彼らのいう「王化」の進行には限界があった。ましてや、入り組んだ山峡が連なり、道中の治安確保も万全ではない広西内陸の「溪洞」に漢人たちの入植が進むのは、かなり時代を降ってからのことになる。そこは溪洞蛮、すなわち後世の「土人」たちの天下であった。

宋代の溪洞蛮は、辺境防衛のため「峒丁」と呼ばれる軍役に就いていた。これはもともと広源州で蜂起した儂智高の鎮圧に際して設けられた制度である。当時交趾と呼ばれたヴェトナム領内の広源州に興起し、邕州に侵入して一時は広州を包囲した儂氏の活動は、広西のタイ系民族が中心となる反乱としては、史上最も大規模なものである。この反乱が宣撫使狄青によつて鎮圧され、儂智高が安南領に行方をくらますと、これ以降、広西地方全体を一丸として中国王朝からの自立を試みるような勢力は、ついに現れなかった。中国王朝の「蛮をもつて蛮を制する」政策が効を奏したというわけである。溪洞の武人は騎射に優れ、羈縻州の官が外出する際には一千騎を数える兵団が一条乱れぬ隊列を組んで儀仗を務め、靖康の変に際しては、宋室のために勤王の師として従軍したと伝えられる。彼らはまさしく後世の土兵の先駆けであった。

ただし、『嶺外代答』によれば、熙寧年間には四万人あまりを数えた峒丁は、周去非が広西に赴任した淳熙年間にはすでに官府の与り知るところではなくなっていた。邕州左右江流域の峒酋たちは領民を組織して田子甲と呼ばれる兵団を組織しており、官府はその一兵たりとも動かすことはできなかったという。欽州七峒の峒丁は、当初経略安撫司の麾下で安南との境界の守りにあたったが、周去非の在任時にはこれもやはり峒酋の管下に置かれていた。彼らに対する官軍の待遇が目に見えない理由で、峒酋が自ら彼らを監督することを願ひ出たためだという。峒酋と峒丁の主従関係について、周去非は以下のように書き残している。

峒丁は日々それぞれが義務として水陸の産物を上納し、峒酋のために労働に勤しみながら、一年中腹を空かせ、峒酋のために命を懸けて戦役にあたっているのに、さらにいっそうの搾取を受ける。何か小さな過ちがあれば、(峒酋は)手兵を遣つて上流でこれを斬首し、自分は下流でこれを実検する。夕方になると酋長は泥酔して剣を携えてそぞろ歩き、逃げ遅れた峒丁を手にかける。このようにして人々を服従させるとは、何と酷いことだろう！^⑩

また、明代の土官の権勢、そしてその支配下に置かれた人々については、例えば王士性の『広志繹』に次のような記述がある。

土州の民は、国税を納めた上、さらに所屬の州にも賦税を納めねばならない。また、省の要請で軍役にあてられるほか、州がしばしば近隣と私的に戦争を行う。土官が中央への慶賀や贖罪のため行う散財は、みな土民に負担を割り当て、少しでも逆らえばたちまち殺されて家財を没収される。また、刑罰は道理や法律によらず、土官の思いのままに行われている。そのため土民の苦しみは一般の民に百倍し、多くの人々が流官の州県に逃げ出して兵となっている^①。

漢人の觀察者たちによる峒酋・土官の圧制批判にも関わらず、溪洞の領主制は土府州県として長期的に持続した。峒酋や土官による武断支配の背景には、広西社会に横溢する復讐と自力救済の気風とも関わりがあると思われる。宋代の溪洞蛮は、殺し合いを好み、一言でも気に障ることを言うとすぐに刃物で刺されるとか、十年、百年たっても恨みは忘れないとも伝えられるが、明代の「猪獠」も、先祖に仇があれば子孫は九代先まで争いあい、ただ実力の強弱で是非を決するとされ、二つの村の間で殺し合いが起ると、獠老が和解の調停に立ち、互いに死者を数えて銀両幾ら分と値踏みして豚・鶏・布などで賠償したという。当時の俚諺にも「猪が猪を殺すも朝を動かさず、獠が獠を殺すも状を告せず」といわれ、人命の損亡に関して一般に王朝官府の干渉を受けなかった。これに対して、土司の法は極度に厳格で、鞭打ちや死刑に処されても人々は甘んじて従うため、土人たちは私怨には臆病だが公戦には勇敢であると評された^②。特に右江流域の土官は、土目に罪があれば自ら刑戮をおこない、官府もこれを咎めることはできなかった^③。峒酋も土官も、領民の生殺与奪を左右する事実上の治外法権を握り、これを咎め立てする上位権力が存在しなかったことについては同様であった。領内における武断統治は土官相互の恒常的な武力行使というらはらの関係にある。王士性は日々戦争に明け暮れる土官たちについて、次のように評している。

土官は領土や継承問題をめぐって互いに争わない日とてない。辺境の人民はゆえなくして戦陣に倒れること教え切れない。春秋戦国

の時代はまさにこのとおりだったろう。もし郡県を立てることがなかったら、天下はみなこのありさまである。秦始皇の万世の功を知る思いだ。^⑮

これをもう一步進めるならば、春秋戦国の乱世が秦始皇によって平定されたとすれば、広西土官の暴戾を懲らすのは大皇帝をおいてないという話につながるであろう。漢人士大夫にとって土官の領民支配は非文明的な専制体制にはかならなかった。皇帝を頂点に戴き百官が分掌する府州県という理想的な社会体制を、いずれは西南の辺土に及ぼさねばならないとするのは、いわば士大夫の良心ともいべきものであった。彼らが広西の西部にまで改土帰流の波を及ぼそうとしたことは、単に漢人の自民族中心の膨張主義というだけでなく、文明による野蠻の開化という理念に支えられていたことを忘れてはならない。

- ① 土官土司制度については、龔蔭「中國土司制度」(雲南民族出版社、一九九二)を参照。
- ② 河原正博「広西蛮酋の始祖祖について」(『漢民族華南發展史研究』吉川弘文館、一九八四)。
- ③ 葉盛「水東日記」卷四・(殊不知) 諸司職掌所裁湖廣・四川・雲南・廣西世襲土官者、如廣西右江之岑・黃、四川之田・楊、宋元來世長蠻夷、其種類謂之土人、如獠人・獯人之云。」
- ④ 嘉靖『欽州志』卷一／風俗。
- ⑤ 峒丁については、岡田宏二「宋代廣南西路左・右江地域の峒丁について」(『大東文化大學紀要』(人文科學) 二八、一九九〇)。
- ⑥ 儂智高の反乱については、河原正博「儂智高の叛乱と交趾」(『法政史学』一二、一九五九)、小川博「宋代の儂智高の事蹟」(『中国大陸古文化研究』一四、一九六五―六七)、岡田宏二「儂智高の反乱をめぐる諸問題」(『大東文化大學紀要』一七、一九七九)などを参照。また、中国とヴェトナムにおける儂智高評価の変遷について扱った論

考に、伊藤正子「儂智高の語り方——中越国境少数民族の「英雄」と国家」(『東洋文化研究所紀要』一四二、二〇〇三)がある。

- ⑦ 周去非「嶺外代答」卷三／外國門下／田子甲。
- ⑧ 周去非「嶺外代答」卷三／外國門下／峒丁。
- ⑨ 周去非「嶺外代答」卷三／外國門下／峒丁戍邊。
- ⑩ 周去非「嶺外代答」卷三／外國門下／峒丁日各以職供水陸之產、為之力作、終歲而不得一飽。為之效死戰爭、而復加科斂。一有微過、遣所親軍、斬之上流、而自於下流閱其戶也。日曬膏醃醃、杖劓散步、峒丁避不及者、手刃焉。類以此為服人之威、何其酷也。」
- ⑪ 王士性「廣志繹」卷五／西南諸省・「土州民既納國稅、又加納本州賦稅、既起兵調戍廣西、又本州時與鄰封戰爭殺戮、又土官有慶賀、有罪贖、皆攤土民贖之、稍不如意即殺而沒其家、又刑罰不以理法、但隨意而行、故土民之苦視流民百倍、多有逃流出流峒州縣為兵者。」
- ⑫ 朱輔「溪蠻叢笑」／讐殺。
- ⑬ 鄭露「赤雅」卷一／法制。

⑭ 王士性『廣志繹』卷五／西南諸省。
 ⑮ 王士性『廣志繹』卷五／西南諸省：「土官争界、争襲、無日不尋干

戈、邊人無故死于鋒鏑者、何可以數計也。春秋戰國時事當是如此。若
 非郡縣之設、天下皆此光景耳。當知秦始皇有萬世之功。」

三 学校と軍役

(一) 学 校

明清王朝における学校制度は、在野の人材を王朝の官吏に登用するシステムである一方、民心を教化し、いわゆる良風美俗を地方に普及させることを目的とする機関でもあった。広西は当時の中原から見ればいわば蛮風夷俗の土地柄であり、学校の果たす教化の側面がとりわけ重視された。明朝治下の府州県で学校の建設が正式に発令されたのは、洪武二年の詔によってであったが、^①流官地域では、宋代にはほとんどの府州県に学校が建てられていた。一方、広西の土官地域では、明初の時点でいずれかの府州県に学校が存在したという記録はない。もちろん、土官たちは学校などなくとも子弟を教育する手づるはいくらでもあったはずである。土官の子弟は原則三年に一度と定められた朝貢のため、使節として京師を訪れたが、洪武二三年五月、播州および貴州宣慰使司と属下の宣撫司がその際に子弟を国子監に入学させることを請願して許可されている。^②土官側のねらいは、その子弟が国子監という漢人士大夫も仰ぎ見る学問の府に身を置くことで、他の土官や部下の土目たちに対する文化的威信を高めるためであろう。一方、洪武帝としても彼らを全国の生え抜きの監生たちの間に置いて教化、すなわち馴化を推進する意図があったと思われる。^③

成化一七年二月、雲南巡撫吳誠が、土官の継嗣となる子弟を附近の府学に入學させることを求める上奏を行った。土官の子弟に「忠孝礼義」を知らしめ、夷俗を感化して土官家中の跡目争いを防止するというのがその目的であった。礼部はこれに賛同し、さらに僻遠の地の子弟で年齢が幼い者については、社学を開校して隣境から師を招き、提学官に監督させ

ることが提言され、土官継嗣が附近の学校に入学することが令として公認されることになる^④。ただし、明代中期までは土官が自ら学校を建てた例は思恩軍民府を除くほかに確認できず、一般の土人たちに対する教育制度は確立されていなかった。漢人風の教育は少数の土官の子弟が独占する特権であったと思われる。

一方、広西の流官地域では、県学が廃止される事例が複数確認できる。たとえば、洪武二十三年九月、慶遠府荔波県の県学が廃止された。これに先立つ県からの報告では、同学の生員はみな「苗蛮獠獠馱舌の徒」、すなわちろくに漢語を話せない人々で、教育の意味はなく選貢にも堪えないため、ただ徒らに民の供給を費やすばかりで、国家の利益にもならないというのである^⑤。同様に宣徳元年九月には、やはり同府の思恩・忻城両県の県学が廃止されている。巡按御史の報告では、両県もたびたび「蛮寇」によって生員が掠われた結果、当時思恩県の学生はわずか四人、忻城県には一人の在学者もいなかった。これらの県には民戸が少なく、住民は「獠獠」ばかりだが、言葉が通じないため教育に堪えず、そのうえ学校にも入りたがらないので、ただむだに学官のみが置かれていたという^⑥。このほかにも成化四年に桂平県、正徳五年に平樂県が府学に合併されている。学校の定員割れの主要な原因は戦乱や人材不足等だったが、これが万暦四年にいたると、広西・雲南・四川等の改土帰流州県、および土官地域の学校に対し、地元出身者のみ入学を許可し、他府州の住民が籍を詐って入学することを防止する令が下されている^⑦。広西の辺郡は、人口密集地域の過当競争を逃れようとする科挙受験者が出身を詐って定員に滑り込むのに恰好のポストを提供していたわけである。

一方、明代初期に廃止された県学の事例をみる限り、いわゆる「獠獠」は、学校教育の対象からは外されていた。万暦二四年にいたって、ようやく按察使提学副使の楊道会が「獠獠」の就学を奨励する約条を頒布している^⑧。条文によれば、これに先だつて平樂知府を務めた黄文炳が彼らを差別せず心を尽くして人材育成に努めており、楊の前任の提学使たちがそのうちから年若く聡明な者を選んで就学させたところ、多くの獠獠の子弟が集まり、みな衣冠を整えて中原の風に従ったという。楊道会はこの平樂だけでなく全省で行うべきだとして、各級官府から土司まで、内地の社学の制度に準じて

獮の子弟にも教育の機会を与えるよう指令を出したのである。ただし、一方で各州県の悪徳里長がこれを逆手にとって、就学を願わない獮人から金品をまきあげたり、社学の教官や胥吏が入学した獮人から何かと謝礼や非正規の出費を要求したりなどの不正を未然に防止するよう求めている。こうしたことは、万暦年間に至っても「獮獮」と呼ばれた人々の就学がむしろまれであり、彼らが自らそれを望んでいたわけでもないことを示すものである。

(二) 兵 役

土官配下の兵士は土兵と呼ばれ、しばしば狼兵の名で史料上に現れる。彼らは「獮獮」の反乱のたびに官軍側に動員され、全国にその勇猛ぶりを知られた。いわゆる嘉靖倭寇期には、湖広の保靖・永順両宣慰司から土兵六千名、広西の田州・帰順州・東蘭州・那地州から狼兵六千名が江南の戦役に徴発された。江南に駐留した土兵・狼兵については、戦功よりも徴用先で一般人民を虐げた話ばかりが誇大に伝わっているが、原因の一端は土官による兵士に対する扱いの苛酷さにも帰せられる。王士性によれば、土兵に支給されるはずの糧食はすべて土官の懐に消え、彼らは自分で兵糧を携えて行かねばならなかったという。^⑨

一方、流官治下でも、官府に帰順した熟獮や獮人が兵役に応ずる場合があった。「獮兵」の語は『宋史』にも用例があり、元代にも一度は王朝に帰順した「獮兵」がしばしば叛乱を起こした記録がみえる。明代になると、「獮兵」以外に、慶遠府などの辺地の堡寨に「獮兵」が置かれたことが確認でき、そのほか「目兵」、すなわち漢人以外の種族の兵が至るところに配備されていた。これと並んで某堡頭目という表記も多々見られるが、これはおそらく「獮頭」や「獮老」などと呼ばれる獮の首領に率いられた一群をさすものである。^⑩

このほか、平時には屯田の耕作に従事し、変事に際して官府の徴発に応じた人々は、耕兵に類別される場合があった。彼らは一般に「狼人」で、巡検や吏目などの下級土官に服属したとされる。こうした屯田は、往々にしてとは民田で、

周辺に「猪獠」が出没したため所有者が避難している間に、その鎮庄にあたった狼兵が占拠してしまう場合があった。これは民戸たちにとっては父祖の田地だが、みすみす獠人に奪われるくらいならば兵士にくれてやったほうがいいという話にされていたようである。狼人たちはこれを奇貨として、あちこちで兵役に就いて報賞にあずかり、一時はそこらじゅうに耕兵が溢れていたという^⑬。確かに「頭目田」や「土舎田」など、狼兵の所有とおぼしき田地が目立つが、一方で永福県には「退還各獠輸餉田」、平楽県には「耕兵猪獠」、「獠目」、「猪田」などの名目が見えている。これらの屯田の内実はむしろ猪人や獠人、そして漢人を含むあらゆる種族の人々を、必要に応じて徴用するためのプールだったに違いない。ちなみに、動乱を避けて一時的に身を隠した人々の田地を占拠して自己の所有としてしまうのは獠人の常道とされ、当然のことながら一般民戸の怨嗟の的であった。

明代の広西の人口については、狼人が半数を占め、猪獠が三割、漢人民戸は二割に過ぎないという証言がある^⑭。この場合、狼人は土人とほぼ同義だが、彼らは通常「猪獠」を討伐するための兵士として史料上に現れ、獠人とは一線を画する集団である。しかし、土人および狼人と獠人とは、本来言語的には非常に近い関係にあり、民族識別工作ではどちらも壮族に分類されている。両者は別個のカテゴリーではあったが、相互に成員間の入れ替えが可能な集団でもあった。明代の史料から関連する事例を挙げておこう。

成化年間の両広総督韓雍が大藤峽の猪賊の叛乱を平定した時のことである。梧州府藤県の五屯と呼ばれる地は、大藤峽の左岸にあたり、二三千人にのぼる獠人が居住していた。これより百年近く遡る洪武八年、この地の頭目覃福が八六四名の獠人を招集して桂林右衛の中左所軍に編入され、千戸の職を授けられていた。覃福の死後、彼らを統率する者はおらず、衛の員数削減にも従わなかったため、当時五〇余名が依然として同衛で軍役に就いていたという。そこで韓雍は流官正千戸の李慶という人物を派遣して彼らの招諭に赴かせ、断藤峽の反乱軍の要路を遮断することを命じた。獠人たちはすぐに従い、隊伍に編制された軍丁一六五名が、その地で守備にあたることになった。同地には、韓雍らの議によって五屯屯田

千戸所が設立され、李慶が正千戸に、覃福の裔孫を称する覃仲瑛が世襲の吏目に任命された。管下の獠民は、目下不在の者も含めてすべて土兵に編制され、彼らの田地は五年間税糧を免除された。^⑮

注目すべき点は、韓雍のはからいによって、五屯の地の獠人が「土兵」へと編制されたという事実である。これまでは「獠獠」と「土人」とが別の種族概念であることを述べ立ててきたが、実際にはそれぞれの成員が置かれた条件によって両者は相互に流動的なものであった。また、洪武年間に獠の頭目覃福がその部衆を率いて桂林衛の千戸となったという話は、衛所という機関の性質を考える上でも興味深い。これが事実ならば桂林衛の軍卒の一部分を獠人が占めていたことになるからである。実録に覃福の名は見えないが、洪武十七年に象州の土吏の覃仁用という人物が、父が元朝の巡檢を務めたとの理由で、獠人二百名とともに軍衛への召し上げを願ひ出たが、却下されている。^⑯

さて、次に獠人と狼人との関係について見てみよう。隆慶四年二月、南京太僕寺少卿の殷從儉が桂林府古田の駐留軍について上奏を行った。当時、古田では嘉靖末年に起こった獠人韋銀豹らによる大反乱が、官軍の鎮圧活動によって勢いを失い、その善後処理が議論されていた。殷從儉は、獠人たちの矛先を挫いたのは、ひとえに狼兵の力であり、彼らに古田の田地を与えて屯守させ、逃亡した賊首の追討に従事させればよいと考え、東蘭・那地・南丹の三州の土官を選び、狼兵の精銳一・二万人を率いて古田の要害に進駐させ、そこに巡檢司を設立し、土官を立てて桂林府の管下に置くべきことを提言した。殷從儉によれば、当時古田の地には数百にのぼる村寨に数万の獠人が居住していた。しかし、土司が設立されれば「獠寇」もやがては「狼兵」となり、税糧を納め徴兵に応じること、編戸の齊民と変わらなくなるだろうというのである。^⑰

獠人がやがて狼兵となり、いずれは編戸の齊民となるというのは、単なるレトリックではない。明代後半から清代にかけて、広西の東半部から「獠獠」が姿を消していったのは、これと大同小異のプロセスをたどったことであつた。土司、すなわちここでいう土巡檢司は、獠人たちを狼兵へと同化する機関の役割を果たした。新たな田地を求める土官と、まっ

ろわぬ猪獠の馴化を企てる官府との共謀が見事に効を奏したというわけである。

- ① 『大明會典』卷七六／禮部三五／學校一／府州縣入學／學規。
- ② 『禮部志稿』卷一／聖訓／敦教化之訓。
- ③ 洪武年間には、高麗や琉球など外国の王族の子弟も國子監に入學を許されたことが知られる。こうしたことに關しては、丘濬が唐太宗朝の學校について以下のように述べている。『大學衍義補』卷七〇／治國平天下之要／崇教化／設學校以立教下：「若夫屯營之士、蕃夷之子弟、其來入學者、亦當羅之於多士之中、從師講解、使之薰陶漸染、相觀而善、不必各給以博士也。」
- ④ 『禮部志稿』卷九二／布文教／土官應襲子弟入學。
- ⑤ 『明太祖實錄』卷三四／洪武二十六年正月戊辰。
- ⑥ 『明宣宗實錄』卷二二／宣德元年九月庚戌。
- ⑦ 『禮部志稿』卷二四／儀制司職掌／學校／儒學／凡土官入學。
- ⑧ 萬曆『廣西通志』卷二二／學校志／猪獠入學。
- ⑨ 王士性『廣志繹』卷五／西南諸省。
- ⑩ 『宋史』卷四五四／列傳第二二三／忠義九／劉子薦。
- ⑪ 『元史』卷二九／本紀第二九／泰定帝一／冬十月癸亥、元史』卷三〇／本紀第三〇／泰定帝二／泰定四年十二月庚子。
- ⑫ 萬曆『廣西通志』卷二二／兵防志二／民兵募兵。
- ⑬ 萬曆『廣西通志』卷二三／兵防志三／耕兵。
- ⑭ 『明世宗實錄』卷三二二／嘉靖二十五年六月丁亥。
- ⑮ 『粵西文載』卷五／奏疏／議處廣西地方事宜疏。
- ⑯ 『明太祖實錄』卷一六七／洪武十七年閏十月庚申。
- ⑰ 『明穆宗實錄』卷四二／隆慶四年二月癸丑。

四 田州岑氏世系

これまで述べてきた広西土官に関する記述は、すべて漢人が書き残した文献に拠るものである。一一世紀、嶺南の一角にタイ系民族の独立政権を打ち立てるかにみえた儂智高の反乱が宋朝中央軍の南征により失敗に終わって以降、広西の非漢系諸族は、一千年近くの間、ついに一つの自立した政治的統合体として結集することはなかった。国家という機構の有無を問うならば、彼らは今も昔も一貫して中国広西省の属下にあり、「壯族」の創生以前には「民族」としての歴史をもたなかった人々であるといつてよい。

しかし、広西土人は、国家的統合のレベルではなく、土官たちの家史という形で自身の歴史を紡いできた。皮肉なことに、それらは彼ら自身の発祥を中原の名族に求め、彼らが「土人」の出身であることを自ら否定するものである。だが、

彼らの出自がいかなるものであったにせよ、土官の家史は「土人」社会とともにある。今回は、明代中期まで広西土司社会において特に有力であった田州府の岑氏という一族について、その系譜をたどってみたい。^①

田州は右江中流の比較的大きな盆地で、広西土司地域の中でも比較的豊かなところである。嘉靖通志によれば、戸数が六四〇〇、人口が三万三〇〇ほどで、思恩府や泗城州など周辺の比較的大きな府州と比べても圧倒的な規模を誇る。^② 特産はキンマの葉に、角弓、鷹羽の矢、石弓、銀をあしらった刀剣で、その品質は近隣の府州と比べても抜群であったという。三年に一度、皇帝に献上する貢納品として馬や銀の香炉が挙げられているが、特に馬は当地の産物というよりは、雲南西北の高原地帯との交易で手に入れたものと想像される。右江流域の土司は蛮勇をもって名高く、しばしば省や総督を向こうに回して互角に渡り合ってきた。田州の地は明代を通じて右江の中心であるとともに、広西土司地域の中心であったといつてよい。

族譜によれば、岑氏の起源は周の文王の異母弟の耀という人物の息子渠が岑国に封ぜられたのに起源し、後漢の功臣舞陰侯岑彭の流れを引くとされる。この伝承は『土官底簿』にも記されていることから、すでに明代には成立していたものと思われる。族譜において田州をはじめとする広西一帯の岑氏の始祖とされるのは、舞陰侯から数えて二十八代、儂智高の反乱を討伐するために宋の將軍狄青に従った岑仲淑という人物だとされる。ただし、この宋代の始遷祖は『宋史』を始めとする一般の史書には現れない。また、その事蹟には他の史書の記述に照らして不審な点が数多く指摘されており、岑仲淑の実在は疑問視されている。^③

正史に現れる岑姓の人物のうち田州岑氏との直接の系譜関係が疑われる事例は、南宋の末年に「下らねばならない。『宋史』本紀に、理宗の景定三年十月に帰化州の岑從毅という人物が帰順を申し出てきたので、帰化州を来安州と改め、岑從毅を世襲の知州に任じた」という記事が見える。^④ また、この岑從毅は、『元史』本紀の至元十二年十一月にも、宋の權融・宜・欽三州総管を自称して雲南行中書省に降伏を申し入れたことが確認できる。^⑤ さらに、彼は同十四年四月に宋の来安州

知州として、改めて他二名の土官とともに一四七の溪洞、計二五万六〇〇〇戸をともなつて帰服する^⑥。十八年十月には岑氏領するところの兵が周辺で掠奪・暴行をはたらいて鎮安州の知州までも攻め殺してしまったため、皇帝カガン直々の呼び出しを受けるという騒動が起るが、実質的にはお咎めなしに終わる^⑦。十年後の二十九年閏六月には、岑從毅が再び投降して隠居を願ひ出たため、その子の岑斗榮が鎮安路軍民総管に任命されている^⑧。このように正史にははっきりと存在が確認される岑從毅だが、現在伝わっている岑氏の族譜にはその名は記載されていない。族譜の記述では、岑氏一族は宋から元にかけて来安田州二路の総管を務めているはずなので、あるいは別名が用いられているのかも知れないが、ここでは深追しない。

史書と族譜の人名が間違いなく符合するのは、それから十数年が下つた大徳十年六月以降のことである。この記事は来安路総管の岑雄が叛いたため、湖広行省が宣慰副使を遣わして招諭し、その子の世興に衣服を遣わして帰したという。この世興は延祐六年七月の記事では、官軍に叛いて来安のさらに奥地に立て籠もり、官印と勅書を与えられて帰服したと記録される^⑨。岑世興はさらにその後も至治年間に再び叛くがこれは間もなく帰服して許されている。さらに、すでに来安路総管の任にありながら、懷遠大將軍の称号と沿辺溪洞軍民安撫使の官位を授けられる^⑩。翌年には、上奏して朝廷に二度と反抗しないことを誓い、モンゴル人の監司と漢人の佐貳官を来安路に派遣するよう要請して許可を得ている。高い官位を授かり、中央から派遣された官員とつきあうことで、岑氏は周辺諸地域に対する政治的優位を確立していった。このあと、岑世興を継ぐその子孫たちは、鉄木兒テムル・也先エセ・伯顔バヤンと三代にわたつてモンゴル名が記されている。モンゴル名への改名は元代を通じて漢人の間でも流行したが、岑氏一族も例にもれず当時政治的に優位にあつたモンゴル人たちと対等につきあひ、その人脈に食い込もうとする意図があつたものと思われる。

モンゴル政権が中原を放棄し、南京を都として明朝が興ると、洪武元年、岑バヤンは明に帰服し、世襲の知府に任ぜられる。族譜によれば、洪武帝から「五百年の忠孝の家」と称える勅書を受け、堅という名を賜つたという。改名した岑堅

こと岑バヤンは、翌年には東隣の思恩府の官印をも下されたため、その長男の系統が田州知府を継ぎ、早世した次男・三男に代わって四男の子孫が相継いで思恩知府を務めた。

このうち、岑堅の孫に当たる思恩知府の岑瑛は、十五世紀なかごろ広西中部の大藤峡で起こった獠人の反乱の鎮圧に協力し、広西布政司の参政、後には都指揮同知に抜擢される。岑瑛は思恩府の社会基盤整備に務め、この時はじめて学校が建てられる。当時、岑瑛の名声は本家の田州知府を凌ぎ、死後、驃騎將軍の諡を授かるなど、土官としては破格の待遇を受ける。しかし、後に述べるように、思恩府岑氏は岑瑛の孫の岑濬の代で田州府との抗争をきっかけに取りつづされることになる。

- ① 岑氏一族については、東洋文庫に複数の族譜が所蔵されているが、今回は確認することができず、以下の排印本を参照した。『田州岑氏源流譜』(広西民族研究所、一九六五)、谷口房男・白耀天編『壮族土官族譜集成』(広西民族出版社、一九九八)。その世系については、谷口房男「思恩田州叛乱始末記」・「嘉靖海寇叛乱掃討と瓦氏夫人」(前掲はじめに注①)『華南民族史研究』がある。
- ② 嘉靖『廣西通志』卷五二／外志三／田州。
- ③ 前掲はじめに注①『壮族土官族譜集成』の白耀天の考証による。
- ④ 『宋史』卷四五／本紀四五／理宗五／景定三年十月甲戌。
- ⑤ 『元史』卷八／本紀八／世祖五／至元八年十一月丙子。
- ⑥ 『元史』卷九／本紀九／世祖六／至元十四年四月甲子。
- ⑦ 『元史』卷一一／本紀一一／世祖八／至元十八年十月庚子。
- ⑧ 『元史』卷二七／本紀二七／世祖一四／至元二十九年閏六月甲寅。
- ⑨ 『元史』卷二六／本紀二六／仁宗三／延祐六年七月丙辰。
- ⑩ 『元史』卷二九／本紀二九／泰定帝一／泰定元年十二月癸丑。
- ⑪ 那木吉拉「元代漢人蒙古姓名考」(『中央民族学院学报』一九九二—二〇〇〇)、李治安「元代漢人受蒙古文化影響考述」(『歴史研究』二〇〇九—一〇)。

五 土官岑猛とその時代

田州岑氏一族の歩みは、弘治から嘉靖初年にわたる時期に活躍した岑猛という人物において、最も劇的な展開を遂げる。その生涯はかつて右江最大の勢力を誇った田州府の凋落を象徴するものであり、広西土官地域の社会のありさまを窺う絶好の材料でもある。そのいきさつは『明実録』をはじめ、田汝成の『炎徼紀聞』、嘉靖版『廣西通志』、『蒼梧總督軍門志』

などに多少の異同をとめないながら記録され、清代にいたって『明史』土司列伝として整えられる。さらに、『岑氏源流譜』にはこれに物語性を附加した記事が見える。これらの史料をもとに、一連の事件を再構成してみよう。^①

岑堅から数えて第六代田州府世襲知府岑溥には、岑琥・岑獅・岑猛という三人の腹違いの男子があった。^②末子の岑猛は、その母親が岑溥の寵愛を受けており、また容貌が岑溥によく似ていたこともあって、父親から最もかわいがられていた。岑琥は父親に疎まれていてを恨み、弘治六年九月、岑溥を暗殺するが、岑溥の実母を戴いた府下の実力者黄驥と李蛮によって、一党は瞬く間に滅ばされてしまう。^③ところが、いまや府政を二分することとなった黄驥と李蛮は、時をおかずして対立し、黄驥は時の両広総督の援助を取り付けるため、数え年四歳の岑猛とその祖母をとまって梧州に出奔する。^④

一方、残された李蛮は府下の関隘の守りを固めて田州府にたてこもり、総督閔珪の命令にも関わらず、いまや黄驥の擁立するところとなった岑猛の帰還を頑なに拒んだ。そこで兵備副使汪溥は、東隣の思恩知府岑濬に檄を發し、岑猛を保護して田州府に送り届けるよう命ずる。

この思恩府岑氏最後の当主岑濬は、弱冠二十歳そこそこの若者であった。^⑤史書に通じ、詩才にも恵まれていたが、側近にささいな落ち度があるとこれを殺すことも厭わない酷薄な性格の持ち主で、部下からはたいへん懼れられていたという。岑濬は快く岑猛を思恩府に迎えたが、一方で援助の見返りに田州府の所領を一部譲り受けるべく黄驥と密約を交わしていた。岑猛の祖母は孫の身の上を憂慮し、総督衙門に岑猛を保護下に置くよう願い出るが、岑濬は岑猛を拘留して引き渡そうとしない。結局、総督鄧廷瓚の命により、弘治十一年、副総兵歐磐と布政使程廷珙が兵をとまって岑猛の引き渡しを求めると、岑濬はしぶしぶこれに応じた。同年七月、岑濬は泗城知州の岑応とともに五万人の兵を率いて、田州府に侵攻し、李蛮を放逐する。^⑥岑猛は知府の座に就くべく、両広総督麾下の護衛をとまって再び府城に帰還するが、岑濬は版籍と官印の引き渡しに応じない。弘治十五年および翌十六年、岑濬は周辺の諸州県を従えて、二度にわたって田州府に侵攻し、大規模な掠奪と虐殺が行われた。^⑦岑猛が帰順州に亡命すると、岑濬はその職官を廃止し、一族の岑洪を立てて田州府

を守らせ、岑猛の祖母と妻子ほかあわせて百人あまりの婦女を拉致して思恩府に幽閉し、さらに左江の諸土州にむけて岑猛の罪業を教え上げて追討に協力するよう檄を飛ばした。しかし、この混乱を重く見た両広総督璠蕃は、弘治十七年(一五〇四)、中央に出兵を奏請し、翌年、湖広からの援軍一万を含む公称一〇万八〇〇〇の軍が六個師団に分かれて思恩府に進攻した。追い詰められた岑濬は敗れて自殺し、首は省に届けられ市場にさらされたという。まだ二十七歳の若さであった。こうして思恩知府の岑氏一族は滅亡し、同府には流官が置かれることになる。

ここまでに見たように、岑猛の前半生はこの上なく波乱に富んだものであった。わずか四歳で田州府を出奔して以来、彼は梧州府・思恩府・帰順州を転々としながら自分を取り巻く実力者たちの間の争いに翻弄され続ける。一連の紛争は、彼が保持する田州知府の継承権をめぐることで繰り広げられたが、彼自身は強大な思恩知府の威勢を前になすすべもなく、総督衙門の庇護下にかろうじて田州岑氏の嗣子としての存在意義を主張するのみである。また、黄驥や李蛮など土目と呼ばれる階層の動向は、土官の地位すら左右するものであった。弱小の土官であれば傀儡として土目たちのいざこざに振り回され、最後には余計者として暗殺されるといった事例は枚挙にいとまがない。逆に言えば、土官の領内における権力基盤は、これら土目たちの力をいかに抑制・統御してゆかにかかっていたわけである。

岑濬の死後、兵部の議によって思恩府と田州府の土官知府は廃止され、雲南知府の張鳳と平樂知府の謝湖がそれぞれ布政使参政に昇進して両府の府政を掌ることになった。岑濬の母をはじめ一族は福州の懷安県へと身柄を移され、妻妾たちは奴婢として京師に連行された。岑猛も混乱の責任を問われ、同じく福建の平海衛左所に世襲千戸として左遷されることになった。ところが岑猛はこの決定に従わずにいつまでも田州府にとどまり、新たに赴任するはずの謝湖は任地に赴くことができなかった。また、岑猛は一方でこの謝湖と当時官廷一の実力者であった宦官劉瑾に賄賂を贈って裏工作を図ったとされる。それが効を奏したものの可否か、最終的に岑猛は田州府同知として知府に准ずる地位を留保され、前総督の劉大夏と潘蕃が変事を招いたかどで極辺充軍に処せられることで決着がついた。^⑧

府の次官という地位ではあるが、ようやく田州府の實質上の支配者の座についた岑猛は、広西土司の中でも有数の実力者として擡頭し始める。岑猛は戦乱で荒廢した府下の遺民を集めて兵力の再建に努め、官軍に従って外征に参加することを願ひ出た。田州府に赴いた官軍将官には必ず贈り物をしてその歡心を買ひ、政界輿論への配慮も忘れなかつた。弘治七年、念願かなつて江西の反乱鎮圧に従軍する機会を得ると、沿途剽掠を繰り返して反乱軍にもまして憎まれたというが、それなりの戦果を挙げて指揮同知の官を授けられる。ところが、岑猛はこれに失望したとされる。彼がもともと望んでいたのは父祖以来の知府の座を取り戻すことだつたためである。それまで続けていた将官たちへの付け届けも惜しむようになり、官界も以前のように彼を持ち上げるばかりではなくなつたという。

ここに至つて、岑猛が周辺の土官の継承問題などに介入して絶え間なく繰り返される中小の戦乱が、官界でもいよいよ問題視されるようになった。時の両広総督姚謨は岑猛が反乱に及ぶことはないと判断して征伐論を退けていたが、これと折り合ひの悪かつた巡按御史から、姚謨の息子が岑猛から多額の賄賂を受け取つていふ報告が朝廷にもたらされた。あわてた姚謨は岑猛を攻めることを決定し、嘉靖五年（一五二六）四月、八万の軍勢を率いて田州府に向かつた。岑猛は姚謨にあてて弁明の書簡を送つたが容れられず、義父の帰順州知州岑璋のもとに逃亡する。しかし、岑璋はすでに長年つきあいのある官軍側の人物から田州府の征伐について知らされていた。岑璋はもともと自分の娘が岑猛のもつて冷遇されていることをよく思つていなかつた。さらに、万一彼が岑猛に味方すれば、帰順州がもろともに官軍の征討を蒙るのは明らかだつた。岑猛を迎え入れた岑璋は宴席を設け、岑猛に毒酒を勧めて自決を促し、進退窮まつた岑猛はついに杯を仰いで死に就いた。享年三十六歳であつた。

長年岑氏一族の知行地であつた田州府の処遇は、総督衙門の協議に附された。岑猛亡き後、その後継者はといへば、長男の邦彦は岑猛に先立つて戦死し、次男の邦佐は一族の武靖州知州に養子に入つており、三男の邦相は逃亡して行方わからなかつた。邦彦には芝という妾腹の子があつたが、いまだ襁褓にあつて民間に落ちのびていた。姚謨はこれを機に田

州府の土官を廃止し、流官知府を置くことを上奏した。

ところが、田州府下の土目の盧蘇という人物が思恩府の土目王受らを糾合し、隠れていた岑邦相を擁立して官府に叛旗を翻した。これに続いて、死んだはずの岑猛が部衆を集めて蜂起したという流言が乱れ飛んだ。岑猛の死については当初から異説が囁かれていた。『炎徼紀聞』によれば、毒杯を仰いで死んだ岑猛の首は、官印と一緒にまず総督衙門に送られた。ところが、岑璋はそれが届いたところを見はからって岑猛の胴体に別の囚人の首をつなぎ合わせ、軍隊に投げ与えた。群衆はこれを八つ裂きにし、興奮のあまり乱闘がおこって十数名の死者を出した。知らせはただちに総督衙門に達したが、届けられた首はさらされてすでに一日たっており、この不可解な行動に疑念を懐いた諸將は岑璋にたぶらかされたのだと憤った。布政使の嚴紘は、岑猛は死んでおらず、道士錢一真が身代わりとなったのだという説を主張し、さらに、盧蘇らの反乱によって、思恩はすでに陥落し、岑猛が安南の莫登庸と結んで反乱を起こし、省城も長くはもたないだろうとまで言い、靖江王府の宗室には家を挙げて避難する者もあったという。『源流譜』によれば、錢一真は逃亡中に自殺をはかった岑猛を押しとどめ、帰順州の岑璋を説得して恩義ある岑猛になりかわったが、そうした犠牲も空しく岑猛はまもなく逃亡先の洞窟で急死したとされる。『炎徼紀聞』の記述にも判然としないうところがあり、真相は決め手に欠けるが、岑猛がその後生きて活躍した形跡はない。

岑猛の死の同年、大越すなわちヴェトナムでは、軍人出身の莫登庸が黎氏の禪讓を受けて皇帝に即位していた。黎朝では宗室の内紛のため正徳八年を最後に朝貢使節を送ることができず、また中国側からの嘉靖帝の即位を伝える使節すら大越領に入境することはできなかった。莫登庸は即位の前後に明朝に遣使を試みているがいずれも正式な使節とは認められず、明朝と大越の間では嘉靖十九年に莫登庸が鎮南関に出向いて投降するまで、二〇年以上ものあいだ朝貢が途絶えていた。そのため中国国内では、莫登庸が明朝の無力を侮っており、いずれは中国に侵攻することを企図しているという噂が、流布していたようである。^⑩ 岑猛に対して厳しい措置が執られた背景には、広西の混乱に対する明朝の動向を注視し、その

実力のほどを値踏みしていたであろう大越を牽制する意図もあったのかも知れない。

盧蘇と王受の反乱により、総督姚謨は混乱の責任を問われて解任され、嘉靖六年十一月、後任の王守仁が任地に到着した。王守仁は使者を派遣して盧蘇と王受到降を勧め、翌年七月南寧に進駐した彼のもとに盧蘇と王受が精兵二〇〇〇人を引き連れて投降した。王守仁は、田州府を州治に降格して岑邦相を州判官の地位につけること、その下に土巡檢を立てて盧蘇らをこれに充てること、さらに田寧府を創設して流官知府がこれを統括すべきことなどを上奏したが、回答を待たずして宿病のため世を去った。後任には彼の生前の推薦に従って、総督に林富、総兵に張佑が任ぜられた。田寧府の創設は見送られたが、田州府は当初の方針通り州治に降格された。岑邦相が判官となり、副総兵の張佑が三年を任期として同地を鎮守した。このころまだ十五・六歳の少年だった邦相は、張佑が息子として養った。一方、土目の盧蘇は布伯と号し、岑氏復興の功績によって部中に圧倒的な影響力を保持しており、虚名を冠するばかりの邦相との関係は日に日に悪化した。嘉靖十三年、土目たちの支持を得た盧蘇が岑邦相を捕えて殺害する。盧蘇は総督陶諧に賄賂を贈り、岑猛の長子邦彦の子岑芝が田州に帰還して判官職を継承する。これに対し、岑猛の次子邦佐がその継承権を主張し、鎮安府・泗城州・蘭州・那地州がみな邦佐を支持して出兵した。しかし盧蘇は娘婿の帰順州土舎岑璣の救援を得てこれを撃退し、総督陶諧も、またその後任の潘旦や蔡経も、岑邦相は盧蘇の報告の通り病死したものであり、岑芝の州判官継承は正当、盧蘇は無罪であるとの見解をとり続けた。

こうして、岑猛死後の田州の混乱は收拾された。盧蘇誅伐の議論はその後も再燃することはあったが、総督衙門を動かすには至らなかった。田州と思恩府の秩序維持を図る上で、盧蘇という一土目の利用価値は弑逆の罪状を差し引いてもあまりあるものだったということであろう。こうした総督衙門の態度からは、土官制度の基本的な枠組みが維持されている限り、その内部の争いにはできるだけ干渉しないという姿勢が読み取れる。夷狄を外にし、治むるに不治をもってするというのが明朝官府の基本方針であった。これに対して、各地の土官はいずれ自分たちの地位も土目たちの反乱によって覆

されるのではないかと戦々兢兢のありさまだったという。岑猛幼少期の混乱をみても窺われるように、もとより土目あつての土官である。土目たちの協力と和諧なくして、土官一族が代々世襲の首長として領内に君臨できるものではない。

しかし一方で、土官体制下にあつてこそ土目という存在、ひいては土人たちの社会が、省や総督の直接の干渉にさらされることも、外來の漢人たちに飲み込まれることもなく、独自のコミュニティを営みえたのである。盧蘇と王受が改土帰流に抵抗したのは、土官を頂く社会体制を維持するためである。流官地域で官府や地主との軋轢から反乱に及んだ人々は、山地に立てこもつて官府への服従を拒み、追討が大規模化すれば現住地を捨てて山中を流浪せねばならない。熟猪であれ、獮人であれ、はたまた漢人であつても、たとえ何世代にもわたつて定住生活を営んでいたところで、ひとたびお尋ね者として慣れ親しんだ土地を離れば、「獮獵」としてどこかで佃戸となるか兵役に就くか盜賊稼業で食いつなぐしかない。一方、こうした「獮獵」が、流官への服従を拒んでいるような地域では、土官を置いてこれを向化させることがしばしば試みられた。漢地の文明社会に対する敵対者と措定された「獮獵」は、土官土司という機構のもつて、あるいは狼人と、あるいは土人という新たなカテゴリーに編入され、王朝体制に順応した良民としての地位を与えられた。武断的かつ闘争的な土人社会は決して無憂無風のユートピアではなかったが、流官地域から駆逐され、山中を追い回されることに倦んだ「獮獵」にとつては、生存競争厳しい民族のつばで命をつなぐための有力な選択肢となつたことであらう。

- ① 以下の記述は、主として『明実録』、田汝成『炎徼紀聞』巻一／岑猛、岑璋・趙楷李竇、嘉靖『廣西通志』卷五六／外志七／夷情、『蒼梧總督軍門志』卷一八／討罪二に基づく。なお、関連する先行研究として、前掲四注①谷口房男「思恩田州反乱始末記」がある。
- ② 『炎徼紀聞』・『廣西通志』・『源流譜』に岑獅の名は見えないが、ここでは「土官底簿」と『蒼梧總督軍門志』に従つた。

③ 『源流譜』では、実の息子に官印を奪われた岑溥は悲憤のあまり病

を發し、黃驥と李蛮に岑猛の世話を頼んで血を吐いて死んだとされる。『土官底簿』では、岑獅は罪を懼れて自刎したと記録される。一方、『蒼梧總督軍門志』によれば、九月望夜、総督の命により水軍を率いて江上に起居していた岑溥が寝込みを襲われて殺害され、翌日にはその母公岑氏と黃驥・李蛮らによつて岑獅一党の肅清が行われた事実が記される。ここでは後者に従つた。

④ 『田州岑氏源流譜』では、岑溥が病死すると、黃驥が岑猛を連れて

蒼梧に出奔し、李蛮が単独で岑毓を討伐したとされる。実録と同様に、李蛮は忠実に岑猛の留守を務めたのに対し、これを脅威に感じた黄顯が総督鄧廷瓚に李蛮の反乱を訴え、岑濬の介入を招いたという論調である。

⑤ 「土官底簿」巻下／思恩軍民府知府によれば、岑濬は成化一五年（一四七九）の時点で数え年三歳、正式に知府に就任したのは弘治七年（一四九四）である。

おわりに

民族の帰属や分類といった問題は、何らかの定義を下した時点で常に例外の存在を覚悟せねばならない。「獠獠」も土人もあるいは漢人も、すべてはかりそめの合意のもとに類別された「民族」にすぎず、数百年もたてば全く別の分類に取って代わられる運命にあった。

明清時代、両広地域の地方官府を悩ませた「獠獠」は、今日の瑤族・壮族にそのまま当てはめうる概念ではない。「獠獠」の語には、賊や寇と同じく、官府官軍に対する敵対者としての含意がある。それは一面、言語や風俗習慣など客観的に判別しうる差異に起因するものではあったが、また同時にそれは、漢人社会が内部に抱えた矛盾を外在者に転化し、体制秩序への順応の程度に応じて彼我を分かちつくべく、文明世界に対置される「他者」として生み出した「辺縁の夷狄」であった。

広西の「土人」は宋代の溪洞蛮以来の流れを汲むが、土官治下に良民として生きる彼らは、「獠獠」とは別個のカテゴリーであり、なおかつ流官治下の漢人社会とも一線を画する独自の社会を営んでいた。明代の土官は、所領の帰属や官職の継承をめぐる互いに武力衝突を繰り返し、その戦乱の絶えざること春秋の乱世に例えられたが、他方ではまつろわぬ

⑥ 「炎徼紀聞」は「殺李蠻」とし、嘉靖「廣西通志」・「蒼梧總督軍門志」はいずれも「李蠻走」とする。

⑦ 嘉靖「廣西通志」・「蒼梧總督軍門志」による。

⑧ 萬曆「廣西通志」巻二十五／名宦／皇明／劉大夏。

⑨ 大澤一雄「黎明中期の明・清との関係（一五二七—一六八二）」（山本達郎編「ベトナム中国関係史」山川出版社、一九七五）。

⑩ 田汝成「炎徼紀聞」巻一／趙楷李蠻。

「獐獍」を狼兵として麾下に取り込み、その強圧的な体制のもとで彼らを良民として飼いつく機能を果たしている。彼らは、省および総督衙門にとつても広西の安全保障を確立する上で不可欠の存在であった。

また、漢人士大夫の目には圧制の極みと映った土官支配は、治下の「土人」たちにとつても必要とされる一面があった。土官制度に対する「土人」たちの支持は流官の州県支配に対する彼らの根強い抵抗からも窺うことができる。その制度的枠組みなくしては、土人社会は解体して漢人社会に吸収されてしまふか、流浪の「獐獍」と同じく漢人社会の辺縁に追いやられ、その政治的迫害と経済的侵略を避けて山中を逃げまどうよりほかなかった。「土人」たちは、土官土司という制度を彼らの社会に固有のものとして内在化することで、自身を「獐獍」とは異なるものと位置づけ、漢人社会とも別個の集団を形づくりながら、その独自のコミュニティを維持していたのである。

明代の「獐獍」や「土人」といった人々は、従来、壮族史として扱われることが一般的であった。ただし、壮族とは現代中国で制度的に定められた民族分類であり、その枠組みを過去に遡らせることはこれらの人々に対する正当な認識とはいえない。「壮族」にこだわらずとも、本稿が試みたように、明清時代の民族呼称に内在する条理を当時の文脈に沿って読み解くことで、この地の「民族」ならざる民族の営みを生きた歴史として甦らせることは可能であろう。それは単なる王朝制度史ではありえず、またいわゆる辺境民族史とも別のものである。それら外在の枠組みではとらえきれない、忘れられた人類史のひとつこまひとつこまを、今後も筆者の力の及ぶ限り描いてゆければと願っている。

【附記】 本稿は平成二〇一三年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)の成果である。

(京都大学人文科学研究所助教)

Assimilation and Alienation:
The *Yao-Zhuang* 猺獞 of Guangxi Province during
the Ming Period and the *Cen* 岑 Family the Chieftain Official

by

YAMAZAKI Takeshi

During Ming and Qing times, there lived a group of people called *Yao-Zhuang* 猺獞, also known as the *Yao* and *Zhuang*, in the mountain districts of the Huanan area. They were sometimes taken by the government officials as barbarous aliens, who threatened the social stability of the region, but at the same time they had quite close relationships with Han society, living as peasant-workers for Han land owners. In contrast there was another group of people called *Tu-ren* 土人, the people of the land or natives, whose communities were spread through the counties and prefectures of western Guangxi Province. Speaking a language belonging to the Tai-Kadai family and ruled by local chieftains, called *tuguan* 土官 or *tusi* 土司, who were granted the right to inherit certain official titles by the central government, the *Tu-ren* were regarded as a specific ethnic group that differed from both the Han and the *Yao-Zhuang*. On the other hand, the *Lang* 狼 people, who were organized as soldiers under the *tuguan*, were very similar to the *Yao-Zhuang* and virtually identical to the *Tu-ren*. As is demonstrated in this article, the complex relationships among ambiguously delineated and overlapping ethnic groups such as the *Yao*, *Zhuang*, *Han*, *Tu* and *Lang*, were much more complicated than the simplified ethnic demarcations of today would suggest.

South African Coloured Identity in the 1920s and 1930s

by

HORIUCHI Takayuki

In South Africa, the word “Coloured” refers to indigenous people, emancipated slaves, and “mixed” inhabitants in and around Cape Town, while in